

振動工具取扱作業安全衛生教育（4時間）開催のご案内

振動障害とは振動工具の振動が体に伝わることで、血流や神経の働きを阻害し、指、手、ひじの関節に痛みが生じるなど身体機能に異常をきたす障害です。厚生労働省の通達により、チェーンソー以外の振動工具を取り扱う作業員全員に対し、安全衛生教育を受けさせることが求められています。予防するため振動工具を取扱う作業員に正しい取扱い方と選び方などの振動障害防止対策教育を開催いたしますので、この機会に受講していただきますようご案内いたします。

1. 日 時 令和6年7月22日（月）13：00～17：20（受付は12：45から）（12：55～オリエンテーション）
2. 場 所 相生労働基準協会 2F
3. 講 師 濱口労働安全コンサルタント（濱口労働安全コンサルタント事務所）
4. 教育内容と教育時間（時間割は講師の都合などにより変更になる場合があります）

種 別	科 目	時間割	時 間
学科	振動工具に関する知識	13：00～14：00	1時間
	休憩	14：00～14：10	
	振動障害及びその予防に関する知識	14：10～15：10	1時間
	休憩	15：10～15：20	
	振動障害及びその予防に関する知識	15：20～16：50	1.5時間
	関係法令など	16：50～17：20	0.5時間
	修了証交付	17：20～	

5. 定員 28名
6. 受講料及びテキスト代
 受講料 9,680円（税込）（非会員は10,750円）
 テキスト代 1,430円（税込）建災防「建設業における振動工具取扱作業の知識」作業員用テキスト
7. 申込方法

- ①Web受付により申込される場合は、協会ホームページの各種講習ページから可能です。
- ②電話にて予約される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、申込書を当協会まで郵送してください。
（申込書はホームページからダウンロードできます。） TEL.0791-22-8404
- ③受講料は下記口座へ振込ください。（振込手数料はご負担ください。）

【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

8. その他

- (1) 受講者は受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を会場受付に提示して出席印を受けてください。
- (2) 計算機を各自持参ください。（作業時間の算出方法及び計算方法を講習で扱う予定です。）
- (3) 遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。
 ※オリエンテーション終了後は、遅刻とします。
- (4) 施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越しく下さい。
 またお近くの方はできる限り徒歩か自転車、バイクのご利用をお願いいたします。
協会隣の駐車場には停めないでください。
- (5) ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任をもって管理し、本講習以外の目的に使用しません。